# 資料1-3

## 産業廃棄物関係税に係る各団体の状況

### ●申告納付方式の団体

	A	B	B/ (A*1000)	申告						
団体名	R3年度排出量 推計値(千t)	R3年度 税決算額	排出量推計値に対するのは	納付者数 (※2)	特例等					
	(※1)	(千円)	課税対象の比							
三重県	8, 030	484, 502	6. 03%	106	免税点:年間1000 t 未満 再生施設への搬入による課税免除					
滋賀県	3, 747	46, 219	1. 23%	24	免税点:年間500 t 以下 再生施設への搬入による課税免除					
北九州市	-	882, 105	-	5						

#### ●特別徴収方式の団体

最終処分場や焼却施設の数に相当。

一行力11	以以力 丸 0	ク凹や		月文 小3	施設の数1~相当。	
	A	В	B/ (A*1000)	特別徴収	申告	
団体名	R3年度排出量 推計値(千t) (※1)	R3年度 税決算額 (千円)	排出量推計値 に対する 課税対象の比	義務者数 (※2)	納付者数 (※2)	特例等
北海道	38, 123	807, 777	2. 12%	158	167	
青森県	5, 260	84, 178	1. 60%	14	14	県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生 する汚泥を自社処理する場合は非課税
岩手県	5, 869	94, 522	1. 61%	18	16	
宮城県	9, 251	432, 284	4. 67%	12 (総数)	左記に含む	
秋田県	3, 289	210, 789	6. 41%	13	7	資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定副産物については250円/ t
山形県	3, 581	177, 324	4. 95%	12	1	
福島県	8, 136	416, 800	5. 12%	21	14	①自社処分の場合は500円/ t ②年間搬入量が1万トン超の部分は500円/ t
新潟県	8, 037	157, 500	1. 96%	16	16	
愛知県	19, 343	488, 535	2. 53%	32	26	自社処分の場合は500円/ t
京都府	4, 206	153, 097	3. 64%	4	5	
奈良県	1, 403	140, 912	10. 04%	6	5	
鳥取県	1, 735	11, 092	0. 64%	6	2	①自社処分は原則課税対象外 ②下水道汚泥およびその焼却燃殻等は課税免除
島根県	2, 154	209, 977	9. 75%	13	24	
岡山県	6, 704	518, 596	7. 74%	24	7	
広島県	8, 034	632, 170	7. 87%	42	15	自己処分は原則課税免除
山口県	7, 365	219, 731	2. 98%	59		自己処分は原則課税免除
愛媛県	7, 524	244, 575	3. 25%	34	34	①自己処分は500円/ t ②設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/t
福岡県	11, 564	163, 181	1. 41%	53	5	
佐賀県	2, 973	115, 751	3. 89%	34	19	
長崎県	5, 049	104, 900	2. 08%	21	3	焼却施設への搬入は800円/ t
熊本県	7, 606	105, 309	1. 38%	17	3	
大分県	3, 468	350, 526	10. 11%	42 <u>(総数)</u>	左記に含む	焼却施設への搬入は800円/ t
宮崎県	7, 838	288, 944	3. 69%	80 (総数)	左記に含む	焼却施設への搬入は800円/ t
鹿児島県	10, 928	207, 586	1. 90%	67	1	焼却施設への搬入は800円/ t
沖縄県	3, 470	48, 762	1. 41%	11	3	

(※1)環境省「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和3年度速報値」表一皿・6都道府県別・種類別推計排出量計値一覧表より<u>(県内外への流入・流出は考慮されていない。)</u> (※2)他団体に対して運用状況に関するアンケートを実施

## 各団体の課税標準調査について

書面調査・現地調査を実施。

各事業者を順番に調査する団体や、団体に別途提出されている報告書等と比較し、申告内容に疑義のある事業者を調査する団体があった。

●特別徴収義務者に対して

【確認書類】 マニフェスト、処理実績報告書、伝票類・請求書、その他帳簿(搬入日、重量、種類、売上等が記載のもの)、計量表、受託契約書

【確認内容】 課税標準額の適否、申告税額の適否、帳簿の記載状況、マニフェスト・その他会計書類の保存状況、搬入量の把握方法や換算方法、

事務処理の流れ、施設の確認、特別徴収義務者としての登録事項変更の有無

●申告納付者に対して

【確認書類】 マニフェスト、処理実績報告書、伝票類・請求書、その他帳簿(搬入日、重量、種類、売上等が記載のもの)、決算書類等

【確認内容】 課税標準額の適否、申告税額の適否、事務処理の流れ、処分量の把握方法、

最終処分した産業廃棄物の種類及び重量、処分場の状況の聴取および現場確認